

広島県告示第八百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

三原市

二 調査を行った期間

平成十七年七月から平成十九年三月まで

三 成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三原市久井町山中野の一部

五 認証年月日

平成十九年八月十日